

令和3年11月 岩手県教育委員会定例会 会議録

- 1 開催日時
開会 令和3年11月15日(月)午後1時40分
閉会 令和3年11月15日(月)午後3時00分
- 2 開催場所
県庁10階 教育委員室
- 3 教育長及び出席委員
佐藤 博 教育長
新妻 二男 委員
島山 将樹 委員
宇部 容子 委員
小野寺 明美 委員
泉 悟 委員
- 4 説明等のため出席した職員
佐藤教育局長、高橋教育次長兼学校教育室長
渡辺教育企画室長兼教育企画推進監、千葉予算財務課長、中川学校教育企画監、三浦義務教育課長、須川高校教育課長、近藤特別支援教育課長、泉澤生徒指導課長、八重樫参事兼教職員課総括課長、金野小中学校人事課長、清川保健体育課総括課長、藤原生涯学習文化財課総括課長
教育企画室：菊池主任主査、新田主事(記録)
- 5 会議の概要
 - 第1 会期決定の件
本日一日と決定
 - 第2 事務報告1 令和3年9月県議会定例会の概要について(教育企画室)
別添事務報告により説明

宇部委員：高橋穩至議員の御質問に関わってですけれども、ICT教育を推進するという事で、岩手県も遅れることなく全ての県立学校へ端末を整備していただき、小中学校もタブレット端末がまずは行き渡り、各学校ではそれに向けて色々な事業等が進められていると思うのですが、家庭での通信環境がなかなか上手くいっていない子ども達の状況については、今後も調査等が入りながら進められていくものなのかお聞きしたいと思います。

渡辺教育企画室長兼教育企画推進監：家庭での通信状況ということでございますが、まずは調査についてですけれども、小中学校については市町村で行っておりまして、高校につきましてもは約9割の家庭で通信環境が整備されているということでございます。ただ、やはり金銭的にも通信費の負担は大きいということで、県では奨学のための給付金という制度に、昨年度は通信費ということで月千円を給付する形で、今年度からは通信費分を給付額に上乗せする形で支給し、支援をしているところでございます。小中学校につきましても、所得制限はありますが、そういった支援をしていたと記憶してございます。

宇部委員：ありがとうございます。これに関わって2点意見を述べさせていただきます。コロナ禍でのオンライン授業等がこれから出てくるのではないかなと思いますけれども、家庭の状況がなかなか追いついていない子ども達もいる中で、そのような子ども達の学びが保障されるように、岩手の教育が進んでいってくれればと感じているところです。もう1点については、県教委の調査で、中学1年生の約88%がスマートフォンを所持しているということ、また、今の状態では、家庭へ持ち帰って授業を行うにはまだ時間がかかるのではないかと思います。他県では、端末の持ち出しを発端としたいじめがあったという話も聞いていますので、情報教育や端末の取扱い方等の指導についてもお願いしたいと思います。

中川学校教育企画監：ありがとうございます。高校におきましては、仮に新型コロナウイルス感染症の第6波等によって臨時休業になった場合には、オンラインでのホームルームや教科指導等ができるように準備を進めているところでございます。その際に、例えば家庭の通信環境が整っていない場合には、いくつか方策はございますけれども、1つの案としては、その生徒には個別に学校に来ていただいて、教室等にはWi-Fiがございまして、別室でオンライン授業を受けてもらうといった形の個別対応ですとか、場合によっては、今学校に配置しております端末につきましては、SIMカードを入れれば通信できるような状況になっておりますので、そういったものを貸し出しながら、全ての子ども達に学びの保障ができるように努めてまいりたいと考えております。加えまして、まさに今GIGAスクールが進んでいく中で、子ども達のモラル教育の部分も非常に重要だと捉えておまして、その点につきましても、市町村との意見交換会の中でも取り上げておまして、日々、道徳教育等でも推進しているところでございます。

新妻委員：吉田敬子委員の御質問に関わってですが、支援学級の在籍数や教室数が増えてきているということですが、例えば、特別支援学校は無数にあるわけではございませんので、立地など通学の関係で特別支援学校に入るのが難しい市町村での増加傾向は見られるのでしょうか。もし傾向があるとすれば、今後特別支援学校を設置していく上で、そのような地域をカバーする役割等の検討も必要になるのではないかと思いますので、教えていただきたいと思っております。

近藤特別支援教育課長：特別支援学級の在籍生徒数が増えてきているというのは、その通りでございますが、地域的な差があるかどうかということについては、そこまで詳しくは精査していない状況でございます。ただ、広い県土の中で、特別支援学校が設置されている場所というのは、やはり沿線沿いですとか、沿岸でも拠点のところにはしかないわけでありまして、そういった中でも、通学等の配慮が必要な方がいることも事実だと思っております。しかしながら、特別支援学校には特別支援学校に入るための就学の基準というものがございまして、例えば、地域にそういった方がいるのに、通学に支障があるから特別支援学級に入るのかと言われれば、就学の基準は満たしていないのではないかと思います。御意見いただいた点を踏まえまして、地域差があるかどうかについても、注視していきたいと考えております。

小野寺委員：フリースクール等における不登校児童生徒への支援の在り方についてお伺いします。不登校児童生徒にとって、フリースクールというのはとても大切な居場所ですし、学びの場としても非常に大事なところですが、フリースクールに通う児童生徒は、タブレット端末を活用できているのかどうかということと、フリースクールへの今後のICT支援はどのようになっているのか教えていただきたいと思っております。

泉澤生徒指導課長：フリースクール等に通う児童生徒へのICT支援及びタブレット端末の活用についてでございますが、まだそこまでは把握出来ていないというのが現状でございます。ただ、支援連絡会議を開催するなどして情報交換を図っているところでございます。文部科学省からの通知によりますと、不登校児童生徒がオンライン授業を受けた場合は、指導要録上では出席扱いとすることができるとのことですので、ICT機器をどのように活用していくかということについて今後の課題としているところでございます。

小野寺委員：個別の対応が必要で大変かもしれませんが、ぜひきめ細やかな対応をお願いしたいと思います。

畠山委員：私からは質問・確認させていただきたい点が3点と、意見を述べさせていただきたい点が2点ございます。まず質問でございますが、抗原簡易キットの取扱いについてですけれども、この議員からの御質問は、積極的に活用するべきだという趣旨でのものなのかということを確認させていただきたいという点が1点目です。2点目は、部活動の選択肢についてですが、兼部が認められているのは、相撲部、陸上部、スキー部の3つということですが、これはその通りと解釈して良いのかということと、答弁の内容として、これから柔軟な運用について検討するということでもありますので、そうだとするとこれからその辺を見直していくということの良いのかということを確認させていただきたいというのが2点目です。3点目の質問は、校則の見直しに関連してなのですが、アンケート調査を実施したということですが、この結果については、公表等はされているのかということを確認させていただきたいと思っております。

清川保健体育課総括課長：まず初めに、抗原簡易キットについてでございますが、国が市町村教育委員会、市町村立学校、県立学校あてに簡易キットを一斉配付いたしました。ただ、その配布状況については、夏休み以降かなりばらつきがございます。今回の議員からの御質問は、配布状況の確認と活用

についてどのような準備がなされているのかといった趣旨であると捉えておりますので、積極的に活用するべきであるという趣旨ではないと認識しております。次に、兼部についてでありますけれども、相撲部、陸上部、スキー部の3つが現在認められておまして、こちらについては、県の中学校体育連盟や地区の中学校体育連盟の方でも、見直し等を含めた柔軟な対応について検討しているところがございます、様々なニーズに応えられるよう進めてまいりたいと考えてございます。

泉澤生徒指導課長：校則の見直しに係るアンケート調査につきましては、本年7月に各学校の状況について調査をしたところでございます。その結果につきましては、集計したものを各学校にお返しをして、現在の状況について資料提供を図ったというところでございます。

佐藤教育長：補足させていただきますけれども、調査結果につきましては、教育委員の皆様にも提供するように手配をしたいと思っております。

畠山委員：ありがとうございます。まず、抗原簡易キットについてですけれども、保護者の立場から申し上げますと、今までも大変な状況下で先生方にはやってきていただいている中で、さらに教職員に負担を求めるのは、保護者としては望んでいないのではないかと思いますし、教職員の方々もかなり不安だと思いますので、出来るだけ負担を増やさないようにやっていただけたらと思います。次の、部活動の兼部については、ぜひ柔軟な見直しをしていただきたいと思います。この他にも、保護者がなかなか理解できていないようなルールのようなものがたくさんあると思いますので、ぜひ見直しをお願いしたいと思っております。3点目の校則に関しては、最近かなり議論が盛んにされているということで、保護者や児童生徒自身も大変興味があるところではないかなと思っております。私の理解ですと、文部科学省がこういった通知を出したということは、本来であれば各学校長がやるべきところに対して、あえて強いメッセージを出さなければならなかった状況だったのではないかなと思っております。実際色々見聞しますと、不合理であるとか、ルールを守れない事情がある子ども達の事情を無視するようなルール等があるということですので、アンケート結果等活用しながら、県内の学校で見直しが進むように支援していただきたいと思います。また、それとは別に、意見を2点述べさせていただきます。まず1点目ですけれども、教育委員会制度に係る議論の透明化についてですが、先ほども御説明いただきましたし、教育委員会協議会でも既に御説明いただいておりますけれども、教育委員の立場としても、ぜひ開かれた議論に繋がるようにお願いしたいと思っておりますので、進めていただきたいと思います。続きましては、教職員の多忙化解消の必要性についてですけれども、教職員が子ども達と向き合うことのできる時間を少しでも多く確保できるよう努めていくということで、本当に心からそう思っております。10月に文部科学省が気になる調査結果を出して、不登校を経験した子ども達の原因についてアンケート調査を実施したところ、最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけが、「先生のこと」というのが小学生も中学生もトップだったということです。これは、おそらく初めて実施した調査であり、対象が限られていて、回答率も低いということで、全体に当てはめることはできないようではありますが、この結果から考えなければならないことはたくさんあるのかなと思っております。その中の一つとして、先生方にゆとりがないと学校に行きたくないと感じる子どもがいるということがデータでも出てきたのかなと思っております。私も、保護者としても身の回りから聞きますし、職務上もやはりそういった意見ですとか、大変な状況にある相談等が増えてきたように実感していますので、教育委員会として出来ることは、教職員の方々にもゆとりを持っていただくような取組だと思っておりますので、ぜひ働き方改革について進めていただきたいと思います。

泉委員：私からは3点質問なのですが、メクビットを活用していくということですが、岩手県内でそれを活用したいと申し出ている学校が現時点で何校くらいあるのかといった調査等はしているのかどうかということ、もししているのであれば、どのくらいなのか教えていただきたいのが1点目です。それから2点目ですが、教員免許更新制廃止について、必要がないわけではないと思っておりますので、岩手県として具体的な代替案あるいは今後の方向性のようなものを考えておられるのであれば、共有したいなというところがございます。3点目は、先ほども触れられました教職員の多忙化についてですけれども、そもそも論になるのですが、朝早めに出勤している先生方の時間を超過勤務と捉えることの筋論と言いましようか。例えば、8時半から朝会つまり始業時間だとして、7時半に出勤されている先生がいるとすれば、それで1時間超過勤務となり、それが20日間続けば20時間の超過勤務ということになるわけで、私の感覚からすると本筋ではない超過勤務が80時間の中にカウントされていないのかなと感じるところがあります。今はもう年度の途中ですので、今から変更することはできないと思っておりますが、本来の超過勤務ということについて今後検討していた

だき、超過勤務の捉え方だと思うのですが、私自身はつきりしないところがありますし、法律的なことも分からないのですが、例えば就業時間が8時半から17時半である場合、それ以外は一律的に超過勤務という考え方で果たして良いのかどうかということについて、少しお話を伺いたいと思います。

中川学校教育企画監：メクビットにつきましては、近年まで文部科学省が実証的な形で進めておりまして、本格的な運用は11月からということになっており、まだ始まったばかりですので、数として把握はしてございません。ただ、我々が現場を回ってヒアリングしている限りですと、導入が進んでいる市町村はまだ見受けられませんので、県教委としましても周知を徹底していきたいと考えているところでございます。

八重樫参事兼教職員課総括課長：免許更新制廃止に伴う研修体系の見直しについてでございます。こちらについては、国の方で現在法律改正が進もうとしているところでありまして、それに合わせまして、本県においても検討していかなければならないというところでございますが、代替案等の原案の有無についてのお尋ねでしたけれども、現在はそれを検討するための準備を進めているところでございます。こちらは、教職員課、学校教育室、総合教育センターの3者が関わっておりまして、話し合いの場を持って、今後の方向性等について、検討していきたいと考えてございます。次に教職員の多忙化と時間外在校等時間の関係についてでございますが、先ほど始業前の在校時間についてお話がありましたが、今現在の時間の把握につきましては、時間外在校等時間ということで、内容が自己研鑽等であればそれは除きますけれども、業務に関係するものであればカウントするというところで集計しているところでございます。実際の時間数を把握した上で、中身が業務と関係あるかどうかについては、精査していく必要があるのではないかと考えております。

畠山委員：今の在校時間の把握についてですが、まずは調査して時間を把握しているということで理解をしているところですが、やはり勤務時間は勤務時間であって、自己研鑽等の時間が先生方の場合難しいということがよく言われますけれども、ただ先生方の仕事を聖職論のようなものですか、あるいはこれまで時間外勤務によって乗り切ってきた先生方の生存性バイアスのような形に繋がりがねないすごく危険な議論が今の話の中には含まれているのかなと思います。やはり色々な教職員の方々がいらっしゃって、色々な立場があつてのことだと思えますが、時間外在校等時間の把握については、先ほど申し上げましたように、子ども達にゆとりを持って接していただくにはどうしたら良いのかという点で、私としましてはしっかりと把握して対策を考えていただきたいと考えております。

中川学校教育企画監：2点ほど補足させてください。まず、先ほど泉澤生徒指導課長よりオンライン授業への出席について話がありましたが、オンラインで小中学生が授業を受けた場合ですと、例えば新型コロナウイルス感染症の影響で休んで、それに対してオンラインで授業を行った場合は欠席にならないといった形になります。一方で、不登校児童生徒に対して自宅等でオンライン授業を行った場合、これは出席扱いにできるという整理になってございますので、その点について補足させていただければと思います。もう1点目は、先ほど畠山委員からいただきました文部科学省の調査についてですが、小学校は委員御指摘のとおり、「先生のことを恐がった」というのが最初に学校に行きづらくなった原因の1位ということなのですが、中学校に関しては、一番大きな原因が「体調不良」ということで、「先生のことを恐がった」というのが27.5%で3位くらいなのですが、いずれにせよ高い数値となっておりますので、その点につきましては我々としましても関心を持って対応してまいりたいと考えてございます。

新妻委員：勤務時間を把握するためにタイムカードが導入されているわけですが、例えば毎朝7時半にいらしている先生方がタイムカードで打刻するのは、あくまで出勤した時刻であると捉えてよろしいでしょうか。

八重樫参事兼教職員課総括課長：そのようになっております。

新妻委員：それから、不登校児童生徒あるいはフリースクール等に通う児童生徒が使用する一人一台端末を学校の方で準備する場合、在籍児童生徒というように捉えると、学校にはいらしていないけれども、端末はしっかりと用意されているという理解でよろしいですか。

渡辺教育企画室長兼教育企画推進監：そのようになっております。

新妻委員：分かりました。最後に、教育委員会会議についてですが、先ほどの畠山委員もおっしゃいましたけれども、情報提供を適宜行いながら出来るだけ開かれた場で検討していくということで事務局からはお話をいただいておりますし、可能な限りその方向でというのが教育委員全員の総意でもあ

りますので、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

佐藤教育長：今後はそのように進めていきたいと考えております。

宇部委員：先ほどの勤務時間のことについて、泉委員がおっしゃったのは朝の時間ということでしたが、おそらく教員の仕事の特殊性ですとか、教員それぞれの能力が違うということも関係すると思いますが、夜であれば、本当に仕事が終わらなくて残っているのか、それともダラダラと残っているのかといったようなこともありますし、朝であれば、特に女性の先生などが、子育て等の関係から時間を見つけられずに、昨日やり残した仕事を片付けないと今日の授業が進められないなど、いろいろな事情が小中学校や高校であるのではないかと思います。ですので、そのような事情がある先生方に対して、時間外在校時間の数字だけを見た一律的な指導をするのではなく、管理職の先生方には普段から個々の職員を見ていただいて、短い時間でできる方もいれば、時間はかかるけれども子ども達のために頑張っている方もいらっしゃいますので、先生方の意欲が低下することのないように配慮していただければと思います。ただ、超過勤務等が増えることで、身体あるいは精神的な部分で不調をきたすことは、絶対にあってはならないことだと思いますので、それについては今後も改善に向けた取組をお願ひしたいと思ひます。

第3 議案第20号 岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命に関し議決を求めることについて（教育企画室）

別添議案により説明

原案どおり決定

議案第21号については、非公開とする議決がなされた。

第4 議案第21号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて（教職員課）

別添議案により説明

原案どおり決定

〔停職3月 建造物侵入、軽犯罪法違反 50歳代 男性 小中学校 副校長 一関市内〕

会議結果の公表は、教育長に一任することとして議決された。